

認知機能検査等実施要綱の制定について（例規通達）

平成21年 6 月 1 日

本部（免許）第33号

[沿革] 平成22年 6 月本部（免許）第34号、29年 3 月第 4 号、令和元年10月第25号、
3 年 3 月本部（警務）第19号、4 年 5 月本部（免許）第22号、6 年 8 月本
部（会）第49号、8 年 3 月本部（免許）第15号改正

認知機能検査等実施要綱を別添のとおり制定し、平成21年 6 月 1 日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

認知機能検査等実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、認知機能検査の実施に関する規則（平成21年新潟県公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき、認知機能検査（以下「検査」という。）並びに検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 検査の委託

検査は、規則第 4 条に規定する検査を行う者（以下「検査員」という。）を置き、次の基準を満たす法人に委託して実施することができるものとする。

- (1) 検査を適正かつ円滑に実施するために必要な数（少なくとも 2 人以上）の検査員が置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要な施設その他の設備を有し、また、当該施設等は、高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性が確保されていること。
- (3) 検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理等を適正かつ確実に
行う組織及び能力を有すること。
- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために必要かつ適切な組織及び能力を有
すること。

第 3 認知機能検査員講習

(1) 受講対象者

21歳以上の者であって、認知機能検査員講習の受講を希望するものとする。

(2) 認知機能検査員講習受講申請書の受付

認知機能検査員講習の受講申請は、運転免許センターにおいて認知機能検査員講習受講申請書（別記様式第 1 号）又は認知機能検査員講習受講申請書（講習項目一部省略用）（別記様式第 1 号の 2）により、講習手数料とともに受け付けるものとする。

(3) 講師

警察庁が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者とする。

(4) 講習項目等

ア 講習項目、講習内容及び講習時間の基準は、別紙のとおりとする。

イ 自動車安全運転センターが実施した次の講習等を終了した者は、別紙に定める講習項目のうち「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢運転者対策の概要」を当該講習等において受講しているので、当該講習項目を省略することができる。

なお、省略する場合には、自動車安全運転センターが実施した講習等を終了した旨が記載されている書面を確認するものとする。

(ア) 認知機能検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習

(イ) (ア)を終了した者が補充講習の内容を伝達することによる講習（伝達補充講習）

(ウ) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修

(エ) 平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修

(5) 終了証の交付

認知機能検査員講習を終了した者には、終了証（別記様式第2号）を交付する。

第4 検査対象者等に対する通知

検査対象者及び検査の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対する通知は、次のとおりとする。

(1) 検査対象者に対する通知

ア 運転免許証又は免許情報記録（以下「運転免許証等」という。）の有効期間の更新期間（以下「運転免許証等の更新期間」という。）が満了する日における年齢が75歳以上の者

運転免許証等の更新期間が満了する日の190日前を目途に郵送して通知するものとする。

イ 法第101条の7第1項に該当する者

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の7第1項に該当後、郵送して通知するものとする。

(2) 受託者に対する通知

ア 運転免許証等の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者

認知機能検査受検予定者名簿通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

イ 法第101条の7第1項に該当する者

臨時認知機能検査受検予定者名簿通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

第5 受検申請書の受付

検査の受検申請は、検査実施者において、運転免許証等の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については認知機能検査受検申請書（別記様式第5号）、法第101条の7第1項に該当する者については臨時認知機能検査受検申請書（別記様

式第6号)により、検査手数料とともに受け付けるものとする。この場合において、検査実施者は、検査の実施を通知する書面、運転免許証その他の書類により受検者が本人であることを確認するものとする。

第6 様式及び検査の実施要領

第5の検査の実施を通知する書面の様式及び検査の実施要領については、運転免許センター長が別に定める。

第7 検査結果の通知

1 検査結果の通知要領

検査結果の通知は、検査の結果を公安委員会が判定後、公安委員会が書面を交付することにより行う。

検査結果を通知する書面は別に定める。

なお、検査結果は、受検者の重要な個人情報であることに十分留意し、通知に当たっては、検査結果を他の受検者に知られることのないよう通知する。

2 受検者から苦情又は不服の申出があった場合の対応

(1) 個別説明

受検者から苦情又は不服の申出があった場合、検査終了後に個別に説明を行う。
この場合、必要に応じて、検査用紙及び採点補助用紙を示し、採点方法及び採点結果について説明を行う。

(2) 相談先の教示

受託者は、説明を受けても納得しない受検者に対しては、運転免許センター又は検査場所を管轄する警察署に相談するように教示する。

(3) 対応状況の記録

これらの苦情又は不服の申出及び対応状況については、必要に応じ記録しておくものとする。

第8 検査用紙等の保存

(1) 検査用紙及び採点補助用紙の保存場所

受託者は、検査と採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙について、検査の後、公安委員会に送付（運転免許センター長経由）することとし、公安委員会において、これを保存するものとする。ただし、検査用紙のうち問題用紙についてはこの限りではない。

(2) 保存期間

検査用紙及び採点補助用紙の保存期間は、4年とする。

第9 指導監督

運転免許センター長は、受託者に対し検査が適切に行われるよう、必要な指示及び指導監督を行うものとする。

第10 検査の実施状況の報告

検査実施者は、検査を実施したときは、以下の報告書により公安委員会に報告（運転免許センター長経由）し、その写しを4年間保管しなければならない。

- (1) 運転免許証等の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者
認知機能検査結果報告書（別記様式第7号）によるものとする。

(2) 法第101条の7第1項に該当する者

臨時認知機能検査結果報告書（別記様式第8号）によるものとする。

第11 その他

1 特定失効者・特定取消処分者に対する取扱い

検査の対象者は、免許申請書を提出する日における年齢が75歳以上の者であることを住民票の写し等の添付書類により確実に確認するものとする。

2 検査員名簿の備付け

受託者は、検査員名簿（別記様式第9号）を作成し、備え付けておくものとする。